平成２３年（フ）第３６９号
大阪府貝塚市三ツ松1278番地
債務者　岸本　　清
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
大阪府阪南市貝掛63番地　シーサイド貝掛Ａ棟201号室
債務者　垣野　三郎
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
大阪府泉大津市要池住宅２番303号
債務者　副島　康弘
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
大阪府和泉市伯太町５丁目10番19号
債務者　一本　知里
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市摩湯町330番地の３　サンヴェール城東302号
債務者　三宅　明美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
大阪府泉南郡熊取町朝代西３―1146　シャルマンフジ大体大501号室林益人方、住民票上の住所大阪府貝塚市堀１丁目１番７号
債務者　中辻　直人（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見481番地マリンハイツ２号棟１階101号室、住民票上の住所和歌山県和歌山市桑山115番地の８
債務者　丸山　晴道
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
大阪府岸和田市別所町１丁目21番18号
債務者　矢野　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
大阪府和泉市今福町１丁目１番８号、営業所所在地大阪府和泉市黒鳥町３―１―13
債務者　カーズインターナショナルカンパニーこと　福富　　敦
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
大阪府岸和田市戎町９番18号
債務者　髙野　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目11番１棟304号、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目11番１棟308号
債務者　岳原　智美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目38番１―301号
債務者　町井美由紀（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
大阪府阪南市石田600―６―29―104、住民票上の住所大阪府阪南市舞４丁目34番11号
債務者　氏原　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
大阪府和泉市和気町１丁目19番４号、前住所大阪府和泉市今福町１丁目１番34号浅田荘６号室
債務者　前岡　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
大阪府泉南郡岬町淡輪1268番地の１
債務者　竹原　良子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
大阪府泉南郡岬町淡輪1149―３、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町深日3025番地の１の３の１
債務者　前田ヨシノ
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
兵庫県西脇市鹿野町244番地の11
債務者　久保　智子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所社支部